

## 幸田町荻地区空き家利活用事業（設計）公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、「幸田町荻地区空き家利活用事業（設計）」の公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を記載する。

### 2. 業務概要

#### (1) 事業名称

幸田町荻地区空き家利活用事業（設計）

#### (2) 提案内容

既存の建物を生かしながら、使い勝手の良い空間、かつ、魅力的なものに改修し、さらには、電気・ガス・給排水などの設備も刷新することで、古民家を再生し、まちづくりワークショップや各種団体の活用、テレワーク・コワーキング利用を可能にする設計の提案。

#### (3) 事業場所

額田郡幸田町大字荻字西中 6 4 番地 1（市街化調整区域）

#### (4) 物件の概要

建物：木造 平屋建て、伝統工法、居宅、明治 1 0 年建築、令和元年構造補強済み

建築面積 1 7 6 . 2 0 m<sup>2</sup>

延床面積 1 6 9 . 0 0 m<sup>2</sup>

敷地：宅地 9 2 1 . 0 3 m<sup>2</sup>

想定工事費：3 3, 0 0 0, 0 0 0 円以下（税込み）

\*工事費には内装工事費、建具工事、電気・空調・給排水工事、外装・外構工事（バリアフリー施設、駐車場等）、テレワーク・コワーキング設備費を含む。

#### (5) 事業の範囲

事業は、別紙仕様書により実施するものとする。

#### (6) 提案事項

提案については、以下の事項を必須事項とする。

ア (4)に示す想定工事費の範囲内で、実現可能な改修

イ 空き家改修のコンセプトや周辺環境への配慮

ウ 設計者や職人の技術、工夫及び知恵を駆使した改修

エ まちづくりワークショップや各種団体の活用、テレワーク・コワーキングとして利用するために必要な施設環境整備の検討

オ 敷地の有効利用に関する提案

#### (7) 提案限度額

設計監理料 5, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

\*この金額は契約の限度額を示すものであり、町がこの金額で契約することを約束するものではない。

\*本事業については、契約額の変更を行わないため、事前の調査など十分考慮の上、見積もりをすること。

#### (8) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

#### (9) 事業期間

契約締結の日から令和3年9月30日まで

### 3. 参加条件

#### (1) 参加者の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業とする。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき愛知県内で建築事務所の登録を受けている設計事務所等に勤務している者で、一級建築士・二級建築士・木造建築士のいずれかの有資格者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 幸田町における競争入札参加資格を有している者
- エ 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者
- オ 「幸田町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成19年10月4日付けで岡崎警察署長と幸田町長が締結）に基づく排除措置を受けていない者
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続き開始の申立てをしていない者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- ク 法人税、事業税又は地方税を滞納していない者

#### (2) 応募に関する留意事項

##### ア 費用負担

応募に要する書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

##### イ 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、契約を締結することとなった参加者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で町に帰属するものとする。なお、町は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、幸田町情報公開条例（平成12年幸田町条例第2号）の規定に基づく公開請求により公開することがある。

##### ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

##### エ 町からの提出資料の取扱い

町から提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

##### オ 1参加者の複数提案の禁止

1参加者は、1つの提案しか行うことができない。

##### カ 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

キ 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は提案書に虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載をしなかった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。

く その他

最優秀者は、事業の詳細提案書を作成する。契約書の諸条件について詳細協議を進めるものとする。

4 スケジュール

① 実施公告	令和3年6月8日(火)
② 実施要領に関する質問受付	令和3年6月8日(火)から6月14日(月) 午後5時まで
③ 現場見学	令和3年6月8日(火)から6月14日(月) 午後5時まで ※事前に電話にて日程調整をすること
④ 質問回答	令和3年6月17日(木)
⑤ 参加申込書の受付	令和3年6月23日(水) 午後5時まで
⑥ 提案書の受付	令和3年6月29日(火) 午後5時まで
⑦ プレゼンテーション(ヒアリング)実施	令和3年7月2日(金) 予定
⑧ 審査結果通知	令和3年7月6日(火) 予定

5 質問回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類 質問書(様式1)

イ 提出期限 令和3年6月14日(月) 午後5時まで

ウ 提出方法 ファクシミリ、電子メール又は持参

\*質問書を送信する場合は、送信後に電話確認すること。

エ 提出先 幸田町企画部企画政策課政策グループ

(2) 質問の回答

ア 回答日 令和3年6月17日(木)

イ 回答方法 ファクシミリ又は電子メールにて回答

6 参加申込

参加表明書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は町ホームページからダウンロードすること。

\*幸田町ホームページ<http://www.town.kota.lg.jp>

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式2)

(2) 提出期限

令和3年6月23日(水) 午後5時まで

(3) 提出方法

ファクシミリ、電子メール又は持参

\*送信する場合は、送信後に電話確認すること。

(4) 提出先

幸田町企画政策課政策グループ

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書 8部 (A4サイズ)

様式は、自由とするが「2 事業の概要(6)・(7)」を考慮の上、作成すること。

イ 見積書・見積内訳書(任意様式A4サイズ)

内訳は一式とせず、詳細に記載すること。

ウ 会社概要(任意様式、既存パンフレット等で可) 1部

エ 誓約書(様式3)

(2) 提出期限

令和3年6月29日(火)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)

(4) 提出先

幸田町企画部企画政策課政策グループ

8 審査及び審査結果の通知

(1) プロポーザル審査会

事業者の選定は、本町で設置する審査会にて行う。

(2) 審査の方法

ア 提出された提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査する。

イ 審査の基準とする項目及び配点は下表のとおり

審査項目	評価の視点	配点
①改修に関するコンセプト	古民家再生のイメージ	/30
	周辺環境との調和	
②内装改修の提案	独自の提案や創意工夫	/30
	使いやすさ	
③敷地利活用の提案	独自提案や創意工夫	/10
	メンテナンス性への配慮	
④啓発提案	独自の提案や創意工夫	/10
	提案内容の実効性	
⑤その他	プレゼンテーションにおける内容説明と質疑に対する回答	/10
⑥見積額	コスト削減	/10

ウ プレゼンテーションの実施

日時 令和3年7月2日(金) 時～

場所 幸田町役場

プレゼンテーション及びヒアリングの時間

プレゼンテーション 20分

ヒアリング 10分

その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・参加人数は、機器操作者を含め3人以内とする。
- ・町が準備する物品は、プロジェクター、スクリーン及び延長コードのみとし、パソコンは準備しない。
- ・詳細時間は別途通知する。

### (3) 選定

- ア 審査による合計評価点の最も高い者を最優秀者とし、優先交渉権者とする。また、次点を優秀者とし、次点交渉権者とする。
- イ 合計評価点と同点の場合は、提示された事業費がより廉価な参加者を優先交渉者とし、事業費が同額の場合は、くじにより選定する。
- ウ 各審査員の採点の合計が、評定基準点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

### (4) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、企画提案者に対して電子メールにて通知する。
- イ 審査に対する異議を申し立てることはできない。

### (5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 見積額が事業費上限額を越えている場合
- オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- カ 選考の公平性を害する行為があった場合

## 10 契約

契約手続きは、幸田町契約規則の定めるところによる。

優先交渉権者とプレゼンテーションに基づき仕様書を調製し、見積書の提出を求め、企画提案時に提出した見積書の金額を上限として、設計・監理について契約を行うものとする。

## 11 問い合わせ先

〒444-0192

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

幸田町企画部企画政策課政策グループ 担当：柴田

電話：0564-63-5132

FAX：0564-63-5139

メール：kikakujo@town.kota.lg.jp